

第664回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 6月 11日（水） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）くろまぐろの事前確認・通関時確認に必要な書類の改正について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

（2）税関限りの確認で通関可能な個人輸入の化粧品の個数について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

（3）リサイクル用に輸出される廃プラスチックの取り扱いについて

業務部 長山 統括審査官（通関総括第4部門）

4、その他・連絡事項等

・事務処理体制の変更について

業務部 徳永 管理課長

開催予定日 平成25年 7月 9日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

経 済 産 業 省

20130502 貿局第2号
輸入注意事項25第7号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の（3）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成25年5月16日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「輸入公表三の七の（3）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の（3）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」（平成15年10月24日付け平成15・10・06貿局第1号・輸入注意事項15第45号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成25年5月16日から施行する。

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成15年10月24日付け平成15・10・06貿局第1号・輸入注意事項15第45号)

改正後	現行
<p>冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者は、<u>平成25年5月16日以降</u>、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p>ただし、平成25年2月1日以降であっても、過去にこの輸入注意事項に規定されたことがある様式をもって現行の様式に代えることができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受付期日 (略)</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1)(2)(略)</p> <p>(3)次に掲げる貨物の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <p>(a)冷凍のくろまぐろ</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>① 当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域(以下「旗国等」という。)からの輸出後に經由する国又は地域(保税地域を除く。以下「經由国等」という。)が存しない場合</p> <p>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関(以下「政府職員等」という。)が認証した漁獲証明書(別紙様式2)の原本及び写し 各1通</p> <p><u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書が作成されている場合</u>にあつては、<u>上記漁獲証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録による漁獲証明書の文書番号が分かる書類(様式任意) 1通</u></p> <p>② 旗国等からの輸出後に經由国等が存する場合</p> <p>(イ)最終經由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書(別紙様式3)の原本及び写し各1通</p> <p><u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により再輸出証明書が作成されている場合</u>にあつては、<u>上記再輸出証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録による再輸出証明書の文書番号が分かる書類(様式任意) 1通</u></p> <p>(ロ)旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであつて、最終經由国等の政府職員等が確認したもの 1通(ただし、複数の經由国等が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書及び各經由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであつて、各經由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)</p> <p><u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により再輸出証明書が作成されている場合</u>にあつては、<u>不要。</u></p> <p>以下(略)</p>	<p>冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者は、<u>平成25年2月1日以降</u>、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p>ただし、平成25年2月1日以降であっても、過去にこの輸入注意事項に規定されたことがある様式をもって現行の様式に代えることとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受付期日 (略)</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1)(2)(略)</p> <p>(3)次に掲げる貨物の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <p>(a)冷凍のくろまぐろ</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>① 当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域(以下「旗国等」という。)からの輸出後に經由する国又は地域(保税地域を除く。以下「經由国等」という。)が存しない場合</p> <p>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関(以下「政府職員等」という。)が認証した漁獲証明書(別紙様式2)の原本及び写し 各1通</p> <p>② 旗国等からの輸出後に經由国等が存する場合</p> <p>(イ)最終經由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書(別紙様式3)の原本及び写し各1通</p> <p>(ロ)旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであつて、最終經由国等の政府職員等が確認したもの 1通(ただし、複数の經由国等が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書及び各經由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであつて、各經由国等の政府職員等が確認したもの 各1通)</p> <p>以下(略)</p>

経済産業省

20130502 貿局第2号
輸入注意事項25第8号
経済産業省貿易経済協力局

「生鮮又は冷蔵くろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成25年5月16日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「生鮮又は冷蔵くろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部改正について

「生鮮又は冷蔵くろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け平成11・6・28貿局第1号・輸入注意事項11第28号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成25年5月16日から施行する。

「生鮮又は冷蔵くろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵くろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成11年6月28日付け平成11・6・28貿局第1号・輸入注意事項11第28号）

改正後	現行
<p>上記貨物の輸入については、平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成25年5月16日以降</u>、税関への輸入申告書等の提出の際には、次の1に掲げる書類を提出してください。</p> <p>なお、旗国等からの輸出後に経由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存する場合は、次の2に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ただし、平成24年6月7日以降であっても、従前の別紙様式1をもって、現行の別紙様式1に代えることを認めることとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 くろまぐろ漁獲証明書 当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び畜養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本及び写し各1通 <u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書が作成されている場合にあつては、上記漁獲証明書の原本及び写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したもの 1通</u></p> <p>2 くろまぐろ再輸出証明書 次に掲げる書類とする。 ① 最終経由国等の政府職員等が承認した再輸出証明書（別紙様式2）の原本及び写し各1通 <u>ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により再輸出証明書が作成されている場合にあつては、上記再輸出証明書の原本及び写しの提出に代えて、電</u></p>	<p>上記貨物の輸入については、平成6年6月1日付け通商産業省告示第365号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成6年6月1日以降通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成24年6月7日以降</u>、税関への輸入申告書等の提出の際には、次の1に掲げる書類を提出してください。</p> <p>なお、旗国等からの輸出後に経由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存する場合は、次の2に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ただし、平成24年6月7日以降であっても、従前の別紙様式1をもって、現行の別紙様式1に代えることを認めることとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 くろまぐろ漁獲証明書 当該貨物を漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び畜養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本及び写し各1通</p> <p>2 くろまぐろ再輸出証明書 次に掲げる書類とする。 ① 最終経由国等の政府職員等が承認した再輸出証明書（別紙様式2）の原本及び写し各1通</p>

磁的記録を紙に印字したもの 1通

② 旗国等の政府職員等が認証した漁獲証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書が作成されている場合にあっては、上記漁獲証明書の写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したもの 1通

③ 複数の経由国等が存する場合は、①に加え、漁獲証明書及び再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

ただし、ICCATの電子漁獲証明制度に基づき電磁的記録により漁獲証明書及び再輸出証明書が作成されている場合にあっては、上記漁獲証明書及び再輸出証明書の写しの提出に代えて、電磁的記録を紙に印字したもの 1通

(注) くろまぐろ漁獲証明書及びくろまぐろ再輸出証明書の原本は、税関において確認後、返却します。

以下 (略)

② 旗国等の政府職員等が認証した漁獲証明書の写しであって、最終経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

③ 複数の経由国等が存する場合は、①及び②に加え、漁獲証明書及び再輸出証明書の写しであって、各経由国等の政府職員等が確認したもの 1通

(注) くろまぐろ漁獲証明書及びくろまぐろ再輸出証明書の原本は、税関において確認後、返却します。

以下 (略)

Q44

薬監証明を取得せずに、個人輸入が可能な化粧品の数ほどのくらいか。

A44

薬監証明を取得せずに、個人輸入が可能な化粧品の数下記のとおりです。
この数を超えた場合は、①薬監証明を取得するか、②下記の数のみ取り出して
輸入し、残りを廃棄とするか、③全てを返品又は廃棄とすることになります。

個人輸入した化粧品については、輸入者個人の使用のみに限定され、販売・
授与は一切認められません。

a. 標準サイズ（一般家庭で使用する目的で市販されているサイズ。ドラム缶
等の業務用サイズのものを除く。）の製品

1品目につき24個以内のもの。

【品目例】

- ・（頭髪用化粧品類）髪油、染毛料、スキ油、セットローション、チック、
びん付油、ヘアクリーム、ヘアトニック、ヘアリキッド、ヘアスプレー、
ポマード
- ・（洗髪用化粧品類）髪洗い粉、シャンプー、リンス、トリートメント
- ・（化粧水類）アフターシェービングローション、一般化粧水、オーデコロン、
シェービングローション、ハンドローション、日焼けローション、
日焼け止めローション
- ・（クリーム類）アフターシェービングクリーム、クレンジングクリーム、
コールドクリーム、シェービングクリーム、乳液、バニシングクリーム、
ハンドクリーム、日焼けクリーム、日焼け止めクリーム
- ・（パック類）パック用化粧料
- ・（ファンデーション類）クリーム状ファンデーション、液状ファンデーション、
固形ファンデーション
- ・（白粉打粉類）クリームおしろい、固形おしろい、粉おしろい、タルカム
パウダー、練おしろい、ベビーパウダー、ボディパウダー、水おしろい
- ・（口紅類）口紅、リップクリーム
- ・（眉目類化粧品類）アイクリーム、アイシャドー、アイライナー、頬紅、
マスカラ、眉墨
- ・（爪化粧品類）美爪エナメル、美爪エナメル除去液
- ・（香水類）一般香水、練香水、粉末香水
- ・（浴用化粧品類）バスオイル、バスソルト
- ・（化粧用油類）化粧用油、ベビーオイル
- ・（洗顔料類）洗顔クリーム、肌洗い粉、洗顔フォーム
- ・（石けん類）化粧石けん
- ・（歯みがき類）歯みがき粉

b. 少量の製品（内容量が60g又は60ml以下の製品）

1品目につき120個以内のもの。また、1回分を個包装してあるものにつ
いては1回分を1個とします。

ただし、以下に該当する品目を除きます。

ファンデーション類、白粉打粉類、口紅類、眉目類化粧品類、爪化粧品類、
香水類

